

(その1)

電子申請

収支報告書

平成23年分

(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) すがわらいっしゅうぜいりしこうえんかい

1 政治団体の名称 すがわら一秀税理士後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都練馬区豊玉上2-21-13-604

3 代表者の氏名 押野 恭寛

4 会計責任者の氏名 赤羽 秀樹

事務担当者の氏名 赤羽 秀樹

(電話) 03-3993-8989

政治団体の区分

政党

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政党の支部

政治資金団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 すがわら 一秀

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

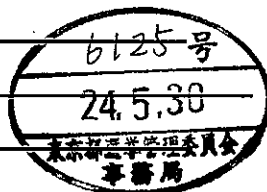
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
☺		



226690

(その2)

1 収支の総括表

収入総額								6	4	0	2	7	7
(前年からの繰越額)								2	3	0	0	3	1
(本年の収入額)								4	1	0	2	4	6
支出総額								3	1	6	5	7	7
翌年への繰越額								3	2	3	7	0	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費																
金額												6	0	0	0	0
員数(党費又は会費を納入した人の数)															3	0 [^]

(2) 寄附																
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額							備考								
(ア) 個人からの寄附																0
(うち特定寄附)																0
(イ) 法人その他の団体からの寄附																0
(ウ) 政治団体からの寄附								6	0	0	0	0	0			0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)								6	0	0	0	0	0			0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)																0
イ 政党匿名寄附																0
合計 (ア + イ)								6	0	0	0	0	0			0

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
	事業の種類	金 額							備 考
		十億	百万	千	百	十	円		
R1	懇親会（総会・懇親会） 懇親会会費収入			1	6	6	0	0	0
R2	懇親会（語る会H23/8/8）				5	4	0	0	0
R3	懇親会（語る会H23/12/15）				7	0	0	0	0
	この頁の小計			2	9	0	0	0	0
	合 計			2	9	0	0	0	0

(その4)

(4) 借入金									
借入先	金 額						備 考		
		十億	百万	千		円			
赤羽秀樹						2	0	0	平成23年1月27日
この頁の小計						2	0	0	
合 計						2	0	0	

(その6)

(6) その他の収入								
摘 要	金 額							備 考
		十 億		百 万		千	円	
こ の 頁 の 小 計							0	
1件10万円未満のもの							4 6	
合 計							4 6	

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		3.政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円					
東京税理士政治連盟			3	0	0	H23/4/1	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1税理士会館別館3F	内藤信子	
東京税理士政治連盟			3	0	0	H23/8/30	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1税理士会館別館3F	内藤信子	
(小計)			6	0	0				
この頁の小計			6	0	0				
その他の寄附									0
合 計			6	0	0				0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額				備 考
項 目		十億	百万	千	円	
1 経常経費						
(1) 人件費					0	
(2) 光熱水費					0	
(3) 備品・消耗品費					0	
(4) 事務所費					0	
小 計					0	
2 政治活動費						
(1) 組織活動費				1 0	2 0 0	
(2) 選挙関係費					0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				2 2 5	3 0 2	
ア 機関紙誌の発行事業費					0	
イ 宣伝事業費					0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0	
エ その他の事業費				2 2 5	3 0 2	
(4) 調査研究費					0	
(5) 寄附・交付金				5 0	0 0 0	
(6) その他の経費				3 1	0 7 5	
小 計				3 1 6	5 7 7	
合 計				3 1 6	5 7 7	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1.組織活動費 (議会、役員会等費用)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出				10	200			0
合 計				10	200			0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 6.その他の事業費 (懇親会(総会・懇親会) 懇親会等費用)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
総会会場費及び懇親会飲食費			1,450,000		H23/2/3	茶平	東京都練馬区板台1-1-5	
R3 語る会 懇親会飲物代			1,653,600		H23/8/8	株式会社カタヤマ	東京都北区豊島2-3-1	*1
R4 語る会 懇親会飲食費			456,000		H23/12/15	株式会社モンテローザ	東京都武蔵野市中野1-17-3	*2
R17			1,450,000					
			2,071,360					
R18								
			1,816,600					
R19			1,450,000					
			2,253,020					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 6.その他の事業費 (*1 懇親会(語る会)) R1			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
R2 語る会 懇親会費用			1 6	5 3 6	H23/8/8	株式会社カクヤス	東京都北区豊島2-3-1	*2
R17			1 6	5 3 6				
R18			1 6	8 3 0				
R19			3 3	3 6 6				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 6.その他の事業費 (*1 懇親会(語る会)) R1			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
R2 語る会 懇親会費用			456	00	H23/12/15	株式会社モンテローザ	東京都武蔵野市中町1-17-3	*2
R17			456	00				
R18			133	6				
R19			469	36				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 8. 寄附・交付金 (寄附金)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
寄附			500	000	H23/12/5	新時代政経フォーラム	東京都練馬区豊玉北5-23-11	
この頁の小計			500	000				
その他の支出				0				
合計			500	000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 9.その他の経費 (雑費)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
政治資金監査業務報酬振込			210	000	H23/6/20	税理士 倉澤毅	東京都練馬区中村2-5-14-703	
この頁の小計			210	000				
その他の支出			100	075				
合計			310	075				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成24年5月30日

政治団体の名称 すがわら一秀税理士後援会

会計責任者の氏名 赤羽 秀樹

印

代表者の氏名

印

（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その15 6.その他の事業費 (懇親会等費用)	*1	カクヤス豊玉店
その15 6.その他の事業費 (懇親会等費用)	*2	魚民 桜台南日駅前店
その15 6.その他の事業費 (懇親会 (語る会H23/8/8))	*1	懇親会 (語る会H23/8/8)
その15 6.その他の事業費 (懇親会 (語る会H23/8/8))	*2	カクヤス豊玉店
その15 6.その他の事業費 (懇親会 (語る会H23/12/15))	*1	懇親会 (語る会H23/12/15)
その15 6.その他の事業費 (懇親会 (語る会H23/12/15))	*2	魚民 桜台南口駅前店

政治資金監査報告書

平成 24 年 5 月 29 日

すがわら一秀税理士後援会

代表 押野恭寛 殿

登録政治資金監査人

倉澤毅



登録番号 第 204 号

研修修了年月日 平成 20 年 12 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、すがわら一秀税理士後援会の平成 23 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、すがわら一秀税理士後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

すがわら一秀税理士後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、すがわら一秀税理士後援会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上